

広島県告示第七百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十一条第一項の規定によって、次の指定医療機関から指定を辞退する旨の届出があった。

平成二十四年九月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
きつかわ歯科クリニック かぎもと内科・皮フ科・ 形成外科	東広島市黒瀬町榎原一〇〇番地一 ゆめタウン黒瀬二階	平成二十四年五月二十八日
	廿日市市廿日市二丁目七番二六号	平成二十四年七月一日